

駐 車 場 使 用 契 約 書 (様式A1)

駐車場名称	杉田モータープール (駅前 ・ ゼミ ・ ハートピア)	駐 車 番 号	
所 在 地	奈良県香芝市五位堂三丁目 600 番地 1 (青空)		
	奈良県香芝市五位堂四丁目 244 番地 1 (青空)		
	奈良県香芝市五位堂四丁目 246 番地 1 (青空・箱)		

契約期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (以降1年更新)		
保証金	円也 (解約引き 円也)		
使用料 (月額)	円也 (税込み) /台		
振 込 先	銀行名	南都銀行 香芝支店 口座番号 (普通) 21110	
	名義人	株式会社 スギタ ・ カ) スギタ	

■株式会社スギタ 連絡電話：0745-77-2006/FAX：0745-77-9860 <http://www.sugita-corp.com>

特 約 条 項	1.車庫使用承諾書の発行が必要な場合は使用料6ヶ月前納すること。
------------------	----------------------------------

■検査証より転記して下さい。

車 両	メーカー		車種名	
	登録番号		所有者	

(注1) 車種などの変更があれば速やかにご連絡ください。

(注2) ご契約時に、自動車車検証および運転免許書のコピーを各1通提出のこと

◎契約締結日 平成 年 月 日

◎駐車場所有者 (甲) 住所: 〒639-0226 奈良県香芝市五位堂四丁目 250 番地
 氏名: 株式会社スギタ 代表取締役 杉田 博 (印)
 電話: 0745-77-2006 FAX: 0745-77-9860/050-3730-5737

◎使用依頼書 (乙) 住所: 〒 _____

 氏名: _____ (印)

 電話 (自宅) _____
 (勤務先/緊急時)

標記の駐車場所有者 (以下「甲」という) と標記の駐車場使用依頼書 (以下「乙」という) とは、標記の駐車場所 (以下「駐車場」という) について次の通り駐車場使用契約を締結する。

第1条 (使用目的)

乙は、駐車場所を標記車両の駐車のみ使用し他の目的には使用しない。また、乙が標記記載の車両を変更しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。

第2条 (契約期間)

契約期間は標記の通りとする。ただし、期間満了1ヶ月迄に甲乙のいずれからも申し出がないときは、本契約はこれと同一条件により、以後標記の期間を存続期間として更新されるものとし、その後もこの例による。

第3条 (保証金)

乙は、本契約の締結と同時に、標記の保証金を甲に払い込む。この保証金は、解約時に標記の金額を差し引き、甲から乙に返還する。なお、保証金には利息を付けない。

第4条 (使用料)

使用料は、標記の通りとし、乙は毎月末日迄にその翌月分を標記の銀行口座に振込みにより支払う。なお、本契約解除時には日割り計算をしないものとする。また、振込手数料は乙の負担とする。

第5条 (使用料の改訂)

1. 使用料は、契約期間が満了し本契約が更新される場合には、甲から乙に申し入れをすることにより改訂されるものとする。ただし、少なくとも契約期限の1ヶ月前には、事前に連絡通知する。
2. 賃料は消費税を含んだ金額とするが、消費税が上昇した場合においては、第1項にもとづき、甲は上昇分を賃料に上乗せできるものとする。

第6条 (使用権譲渡の禁止)

乙は、使用権を譲渡し又は転貸し、その他、名目の如何に拘らず駐車場所を第三者に使用、もしくは管理させることができない。

第7条 (損害賠償)

乙の故意・過失によって駐車場内の設備および他の車両に損害を与えた場合は、乙は、一切の損害を賠償しなければならない。

第8条 (免責事項)

甲は、天災・火災・盗難・事故・その他、乙の車両に生じた損害については、一切の責任を負わない。

第9条 (契約解除)

乙が、使用料の支払いを1ヶ月以上滞納したとき、死亡・破産・禁治産・準禁治産宣言を受けたとき、刑事訴訟、その他公的処罰を受けたとき、暴力団関係者と判明したとき、本契約の各条項の一つでも違反したときは、甲は通知催告など何らかの手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

第10条 (解約の申し入れ)

契約期間中においても、甲・乙それぞれ1ヶ月前に申し出ることにより、本契約を解除することができる。ただし、乙は解約の申し入れにかえて1ヶ月分の使用料相当額を支払って即時に本契約解除することができる。

第11条 (貸室の明け渡し)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに駐車場を甲に明け渡す。もし、本契約が終了したにもかかわらず、乙が明け渡しを遅滞したときは、乙はそのために甲にかかった一切の損害を賠償しなければならない。

第12条 (車庫使用承諾書の発行)

乙が甲に車庫使用承諾書の発行を希望するときは、甲の定める期間、使用料の先払いをしなければならない。なお、本契約解除時には、先払い使用料の返還はしないものとする。

以上の通り、本契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙各署名捺印の上、甲乙各1通を保有する。